

令03原機(峠)117
令和3年11月30日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請します。

核燃料物質使用施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。なお、変更の内容等の詳細は、別添に示す。

I. 変更の内容

1. 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴い、次のとおり変更する。
 - 1) 「組織及び職務」に関する変更
 - ① 本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため、第4条（組織）に係る記載を変更する。
 - ② 「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため、第5条（職務）に係る記載を追加する。
 - ③ 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため、第5条（職務）第10条（中央安全審査・品質保証委員会）に係る記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。
 - ④ 第1図について、組織改正を反映した図に変更する。
 - 2) 上記1)の変更に伴う第12条（品質マネジメント計画）に関する変更
 - ① 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため、「5.5.2 管理責任者」の記載を変更する。
 - ② 人的資源を含む資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため、「6.1 資源の確保」及び「6.2.1 一般」の記載を変更する。
 - ③ 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）に基づく記録に係る記録責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため、第14表の記載を変更する。
 - ④ 「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担するため、第2図の記載を変更する。
 - ⑤ その他の「安全・核セキュリティ統括部長」の記載は「安全管理部長」に変更する。
2. 第5条（職務）及び第1図に係る記載のうち、「調達課長」を「総務課長」に変更する。
3. その他記載の適正化を図る。

II. 変更の理由

1. 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更

以下の理由により、安全・核セキュリティ統括部の組織改正を行うため、保安規定を変更する。

- 1) 機構における安全、核セキュリティ、保障措置の業務については、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきたが、機構全体の安全管理及び核セキュリティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンスの強化を図るため、安全・核セキュリティ統括部に代わり、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核セキュリティ管理部」の2部を置く体制とする。
- 2) 安全・核セキュリティ統括本部長を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」とすることにより、理事長を補佐して原子炉施設等の安全管理について機構横断的な活動を統理するとともに、原子炉施設等の安全管理に係る理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講じることができる体制を構築し、安全管理に関するガバナンス強化を図る。また、同統括本部長は、その職務を誠実に遂行することを明確にする。
- 3) 安全・核セキュリティ統括本部担当理事を「本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者」とすることにより、品質マネジメント活動に関する内部統制の強化を図る。
- 4) これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた業務のうち、安全管理に係る業務については安全管理部、核セキュリティ・保障措置に係る業務については核セキュリティ管理部が実施する体制とし、従来の業務をもれなく両部に移管するとともに、両部長が専属でそれぞれの業務を管理することにより、機能強化を図る。
- 5) 安全管理部においては、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた使用施設等における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務等を行う。
- 6) 核セキュリティ管理部においては、核セキュリティ及び保障措置の各活動に関して、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた機構内の核セキュリティ管理に係る業務の総合調整、指導及び支援業務、機構全体に対するアセスメント（内部監査に相当）並びに各種委員会の事務局に関する業務を行う。ただし、核セキュリティ管理部は、使用施設等の保安に関与しないため、保安規定上の保安活動組織に含めない。

2. 調達課の組織改正に伴う変更

人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）における調達の契約に係る業務を担当する調達課とセンターの総務に係る業務を担当する部署を統合することにより、センターにおける調達の契約に係る業務を含めた事務業務を一組織で一貫して実施できる体制を構築する。

3. 記載の適正化を図る。

Ⅲ. 施行期日

この規定は, 原子力規制委員会の認可日以降, 理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質使用施設保安規定

新 旧 対 照 表

令和3年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

現行	改正後	備考
<p>第1章 第1条～第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p>(組織) 第4条 使用施設等の保安に関する組織は第1図に示すとおりとする。 2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>(職務) 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、<u>それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) <u>副所長(事務担当)</u>は、計画管理室長及び<u>調達課長</u>の所掌する業務を統括する。 (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) <u>調達課長</u>は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。 (15) (略) (16) (略)</p> <p>2 前項第8号から第10号までの職位を、以下「統括者」という。 3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p>	<p>第1章 第1条～第3条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p>(組織) 第4条 使用施設等の保安に関する組織は第1図に示すとおりとする。 2 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>(職務) 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (変更なし) (4) <u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>は、<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、<u>理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u> (5) <u>安全管理部長</u>は、<u>使用施設等における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u> (6) (変更なし) (7) (変更なし) (8) (変更なし) (9) (変更なし) (10) <u>副所長(事務担当)</u>は、計画管理室長及び<u>総務課長</u>の所掌する業務を統括する。 (11) (変更なし) (12) (変更なし) (13) (変更なし) (14) (変更なし) (15) <u>総務課長</u>は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。 (16) (変更なし) (17) (変更なし)</p> <p>2 前項第9号から第11号までの職位を、以下「統括者」という。 3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p>	<p>・変更の理由1 本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正する。</p> <p>・変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設する。</p> <p>・変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p> <p>・変更の理由2 センターにおける調達の契約に係る業務を含めた事務業務を一組織で一貫して実施できる体制に変更する。</p> <p>・変更の理由3 記載の適正化を図る(号番号を繰り下げるとともに、号番号を変更する。また、表記の見直しを図る)。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(代理者の指定) 第6条 所長は、第5条第1項第7号から第16号までに定める各職位が旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、それぞれの代理者をあらかじめ指定する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務) 第8条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。 (1) この規定、人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書（以下「品質マネジメント計画書」という。）、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定及び改廃に参画する。 (2) 教育訓練計画の策定に参画する。 (3) その他使用施設等に係る監督を行う。 2 核燃料取扱主務者は、その所掌する使用施設等に係る保安のため必要と認められた場合、次の各号に掲げる事項を行うことができる。 (1) 所長に対して意見を具申する。 (2) 第5条第1項第8号から第16号までに定める各職位に対して説明を求め、保安のための指示又は勧告を行う。 3 核燃料取扱主務者は、所長に対して毎年度1回以上使用施設等に係る保安について、報告する。</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(代理者の指定) 第6条 所長は、第5条第1項第8号から第17号までに定める各職位が旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、それぞれの代理者をあらかじめ指定する。</p> <p>第7条 (変更なし)</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務) 第8条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。 (1) この規定、人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書（以下「品質マネジメント計画書」という。）、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定及び改廃に参画する。 (2) 教育訓練計画の策定に参画する。 (3) その他使用施設等に係る監督を行う。 2 核燃料取扱主務者は、その所掌する使用施設等に係る保安のため必要と認められた場合、次の各号に掲げる事項を行うことができる。 (1) 所長に対して意見を具申する。 (2) 第5条第1項第9号から第17号までに定める各職位に対して説明を求め、保安のための指示又は勧告を行う。 3 核燃料取扱主務者は、所長に対して毎年度1回以上使用施設等に係る保安について、報告する。</p> <p>第9条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由3 記載の適正化を図る（号番号を変更する。）。</p> <p>・変更の理由3 記載の適正化を図る（号番号を変更する。）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(中央安全審査・品質保証委員会) 第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る文書を定める。 3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、使用施設等の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する重要事項） (2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (3) 品質マネジメント活動の基本事項 (4) その他理事長の諮問する事項 4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>第10条の2～第11条の3 (略)</p>	<p>(中央安全審査・品質保証委員会) 第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 安全管理部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る文書を定める。 3 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、使用施設等の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する重要事項） (2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (3) 品質マネジメント活動の基本事項 (4) その他理事長の諮問する事項 4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>第10条の2～第11条の3 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p>

現行	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第12条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 適用範囲 (略)</p> <p>3. 定義 (略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項 (略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 (略)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル (略)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a)～i) (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (略)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (略)</p> <p>5.3 品質方針 (略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標 (略)</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p>	<p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第12条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 (変更なし)</p> <p>2. 適用範囲 (変更なし)</p> <p>3. 定義 (変更なし)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項 (変更なし)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般 (変更なし)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル (変更なし)</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a)～i) (変更なし)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a)～b) (変更なし)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 (変更なし)</p> <p>5.2 原子力の安全の重視 (変更なし)</p> <p>5.3 品質方針 (変更なし)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標 (変更なし)</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (変更なし)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p>	<p>・変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p> <p>・変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>5.5.1 責任及び権限 (略)</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）を管理責任者とする。 (2) (略)</p> <p>5.5.3 管理者 (略)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般 (略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (略)</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長、センター担当理事、所長及び統括者は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1)～(4) (略)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般 (1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、センター担当理事、所長、統括者及び課室長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。 (2)～(3) (略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 (1)～(2) (略) (3) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (略)</p> <p>6.4 作業環境 (略)</p>	<p>5.5.1 責任及び権限 (変更なし)</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、センターにおいては人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）を管理責任者とする。 (2) (変更なし)</p> <p>5.5.3 管理者 (変更なし)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (変更なし)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般 (変更なし)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (変更なし)</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (変更なし)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、安全管理部長、契約部長、センター担当理事、所長及び統括者は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1)～(4) (変更なし)</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般 (1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、センター担当理事、所長、統括者及び課室長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。 (2)～(3) (変更なし)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 (1)～(2) (変更なし) (3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ (変更なし)</p> <p>6.4 作業環境 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由 1 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更する。</p> <p>・変更の理由 1 資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更する。</p> <p>・変更の理由 1 人的資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更する。</p> <p>・変更の理由 1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び契約部長は、本部において使用施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・使用施設等に対する要求事項の明確化 (略)</p> <p>7.2.2 業務・使用施設等に対する要求事項のレビュー (略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション (略)</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (略)</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (略)</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (略)</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー (略)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (略)</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (略)</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (略)</p> <p>7.4 調達 (略)</p> <p>7.4.1 調達プロセス (略)</p> <p>7.4.2 調達要求事項 (略)</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証 (略)</p> <p>7.5 業務の実施 (略)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理 (略)</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 (略)</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ (略)</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 (略)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存 (略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項までに従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1)～(5) (変更なし)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>及び契約部長は、本部において使用施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・使用施設等に対する要求事項の明確化 (変更なし)</p> <p>7.2.2 業務・使用施設等に対する要求事項のレビュー (変更なし)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション (変更なし)</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (変更なし)</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット (変更なし)</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット (変更なし)</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー (変更なし)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証 (変更なし)</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (変更なし)</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理 (変更なし)</p> <p>7.4 調達 (変更なし)</p> <p>7.4.1 調達プロセス (変更なし)</p> <p>7.4.2 調達要求事項 (変更なし)</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証 (変更なし)</p> <p>7.5 業務の実施 (変更なし)</p> <p>7.5.1 個別業務の管理 (変更なし)</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 (変更なし)</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ (変更なし)</p> <p>7.5.4 組織外の所有物 (変更なし)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存 (変更なし)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (変更なし)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項までに従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a)～c) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし)</p>	<p>変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p> <p>変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p>

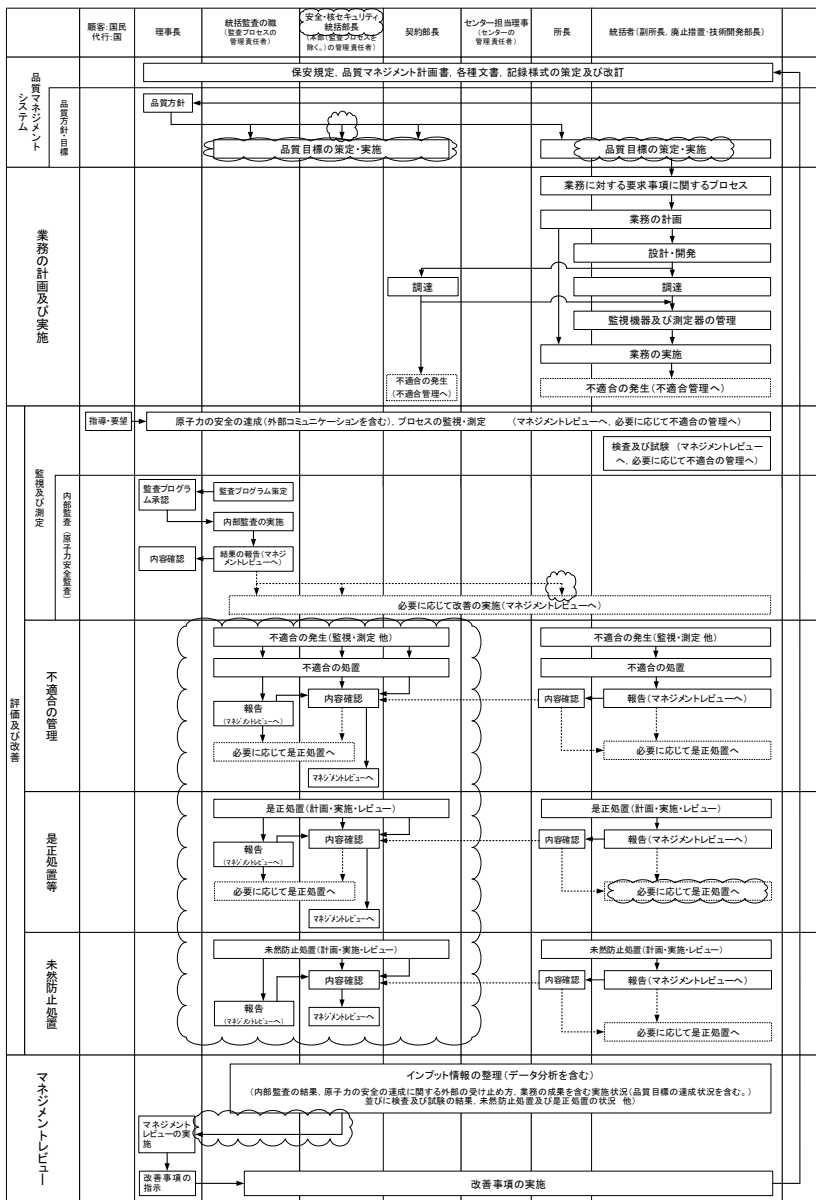
現行	改正後	備考
<p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3 項参照）により入手し、監視する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.2.2 内部監査 (略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には次の事項を含める。</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び所長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	<p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3 項参照）により入手し、監視する。</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>8.2.2 内部監査 (変更なし)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には次の事項を含める。</p> <p>a)～b) (変更なし)</p> <p>(2)～(5) (変更なし)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (変更なし)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a)～d) (変更なし)</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</p> <p>(5) (変更なし)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	<p>・変更の理由 1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p> <p>・変更の理由 1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p> <p>・変更の理由 1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p>

現行	改正後	備考
<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び所長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p>	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2)～(5) (変更なし)</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p>	<p>変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p> <p>変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p> <p>変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p>

現行	改正後	備考
<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者と共有することも含む。</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第13条～第20条 (略)</p> <p>第4章 第21条～第13章 第73条 (略)</p>	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全管理部長及び所長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者と共有することも含む。</p> <p>a)～d) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし)</p> <p>第13条～第20条 (変更なし)</p> <p>第4章 第21条～第13章 第73条 (変更なし)</p>	<p>変更の理由1 「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。</p>

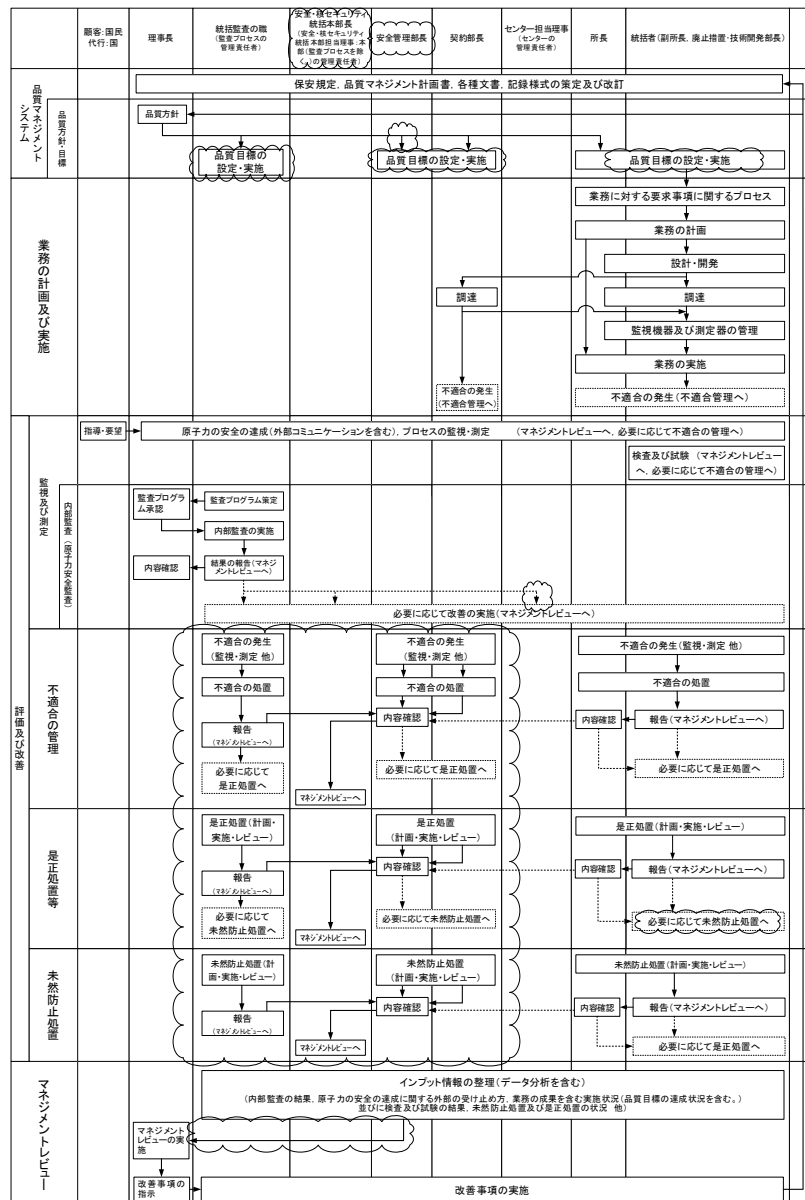
現行	改正後	備考
<p>第1図 保安に関する組織</p>	<p>第1図 保安に関する組織</p>	<p>変更の理由 1, 2 組織改正を反映した保安組織図に変更する。</p>

現行



第2図 品質マネジメントシステム体系図

改正後



第2図 品質マネジメントシステム体系図

備考

変更の理由1
「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担する。

変更の理由3
記載の適正化を図る（第12条5.4.1中の用語と整合を図るとともに、表記の見直しを図る。）。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>第3図～第7図 (略)</p> <p>第1表～第13表 (略)</p>	<p>第3図～第7図 (変更なし)</p> <p>第1表～第13表 (変更なし)</p>	

現行				改正後				備考
第14表 記録 (第71条及び第72条関係)				第14表 記録 (第71条及び第72条関係)				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	(変更なし)				
1 使用施設等の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の記録	確認の都度		同一事項に関する次の確認のときまでの期間					
ロ 使用規則第2条の11の7第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第48条の4)	施設管理の実施の都度	施設管理課長 廃止措置推進課長 安全管理課長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間					
ハ 使用規則第2条の11の7第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第48条の5)	評価の都度		評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間					
2 放射線管理記録 イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回 (該当なし)							
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第58条及び第60条)	排気又は排水の都度 (連続して排気又は排水をする場合は連続して)	安全管理課長	5年間					
ハ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イに規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第43条)	毎週1回							
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第45条)	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回							
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第45条)	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間に限る。)	安全管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において使用者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間					
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第41条及び第45条)	その都度							
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第45条)	その者が当該業務に就く時							

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

現行				改正後				備考
第14表 記録(第71条及び第72条関係) (続き)				第14表 記録(第71条及び第72条関係) (続き)				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	変更の理由1 核燃料物質の使用等に関する規則に基づく記録に係る記録責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更する。
2 放射線管理記録(続き) チ センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路(第52条及び第55条)	運搬の都度	施設管理課長 廃止措置推進課長	1年間	2 放射線管理記録(続き) チ センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路(第52条及び第55条)	運搬の都度	施設管理課長 廃止措置推進課長	1年間	
リ 廃棄施設に保管廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固定化した場合には当該容器の種類及び比重並びにその保管廃棄の日時, 場所及び方法(第60条及び第61条)	廃棄の都度	施設管理課長 廃止措置推進課長	使用規則第2条の1 1第7項に定める期間	リ 廃棄施設に保管廃棄し, 又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固定化した場合には当該容器の種類及び比重並びにその保管廃棄の日時, 場所及び方法(第60条及び第61条)	廃棄の都度	施設管理課長 廃止措置推進課長	使用規則第2条の1 1第7項に定める期間	
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固定化した場合には, その方法(第60条及び第61条)	封入又は固型化の都度			ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固定化した場合には, その方法(第60条及び第61条)	封入又は固型化の都度			
3 操作記録(安全上重要な施設(使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。)に係るものに限る(ハを除く。)) イ 使用施設等における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度(連続式にあっては連続して) (該当なし)	施設管理課長 安全管理課長	1年間	3 操作記録(安全上重要な施設(使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。)に係るものに限る(ハを除く。)) イ 使用施設等における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度(連続式にあっては連続して) (該当なし)	施設管理課長 安全管理課長	1年間	
ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度 (該当なし)			ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度 (該当なし)			
ハ 警報装置から発せられた警報の内容*1	その都度			ハ 警報装置から発せられた警報の内容*1	その都度			
ニ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 (該当なし)			ニ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 (該当なし)			
4 使用施設の事故記録(第73条) イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	施設管理課長 廃止措置推進課長	使用規則第2条の1 1第7項に定める期間	4 使用施設の事故記録(第73条) イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	施設管理課長 廃止措置推進課長	使用規則第2条の1 1第7項に定める期間	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	安全管理課長		ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	安全管理課長		
ハ 事故の原因	その都度			ハ 事故の原因	その都度			
ニ 事故後の処置	その都度			ニ 事故後の処置	その都度			
5 保安教育の記録(第21条) イ 保安教育の実施計画	策定の都度			5 保安教育の記録(第21条) イ 保安教育の実施計画	策定の都度			
ロ 保安教育の実施日及び項目	実施の都度	各課室長	3年間	ロ 保安教育の実施日及び項目	実施の都度	各課室長	3年間	
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度			ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度			
6 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(他の項に掲げるものを除く。)(第12条)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職契約部長 各課室長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間	6 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画, 実施, 評価及び改善状況の記録(他の項に掲げるものを除く。)(第12条)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	安全管理部長 統括監査の職契約部長 各課室長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間	
7 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	法律第57条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度 (該当なし)	廃止措置推進課長	使用規則第2条の1 1第7項に定める期間	7 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	法律第57条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度 (該当なし)	廃止措置推進課長	使用規則第2条の1 1第7項に定める期間	

現行				改正後		備考																																																																								
第14表 記録(第71条及び第72条関係)(続き)				第14表 記録(第71条及び第72条関係)(続き)																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録(第63条の2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果</td> <td>調査の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量</td> <td>調査の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</td> <td>選択の都度</td> <td>廃止措置推進課長</td> <td>工場等*2から搬出された後10年間</td> </tr> <tr> <td>(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</td> <td>評価の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件</td> <td>測定又は評価の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 放射能濃度の測定結果</td> <td>測定又は評価の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果</td> <td>測定又は評価の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録</td> <td>その都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 その他の記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 使用前検査の記録</td> <td>検査の都度</td> <td>被検査課長</td> <td>当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	8 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録(第63条の2)				イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録				(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の都度			(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度			(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その都度			(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果	その都度			(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	選択の都度	廃止措置推進課長	工場等*2から搬出された後10年間	(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の都度			ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録				(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度			(2) 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度			(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度			(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度			(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度			ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度			9 その他の記録				イ 使用前検査の記録	検査の都度	被検査課長	当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間	(変更なし)		
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間																																																																											
8 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録(第63条の2)																																																																														
イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録																																																																														
(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の都度																																																																													
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度																																																																													
(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その都度																																																																													
(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果	その都度																																																																													
(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	選択の都度	廃止措置推進課長	工場等*2から搬出された後10年間																																																																											
(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の都度																																																																													
ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録																																																																														
(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度																																																																													
(2) 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度																																																																													
(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度																																																																													
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度																																																																													
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度																																																																													
ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度																																																																													
9 その他の記録																																																																														
イ 使用前検査の記録	検査の都度	被検査課長	当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間																																																																											
<p>*1 給排気設備、廃液処理設備、自動火災報知設備、放射線管理設備、排気用HFモニタ及びエリア用HFモニタから発せられた警報とする。</p> <p>*2 濃縮工学施設敷地内の部品保管室等の管理区域外の所定の場所(ストックエリア)とする。</p>																																																																														

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

現行	改正後	備考
	<p><u>附則</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>